

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：2023年3月までに、働きやすい環境構築のため、新たに制定する産前・産後、育児休業等に係る規定の社員への徹底を図る。

<対策>

- 2022年 4月～当該規程の全社員への配布
- 2022年 5月～各種会議等を通じて、当該規定に係る主旨の徹底
- 2023年 1月～問題点、課題等の抽出
- 2023年 2月～要すれば当該規定の改正、その他施策への反映等

目標2：2023年3月までに、働きやすい環境構築のため、社内に相談窓口を設定し、関連施策の推進を図る。

<対策>

- 2022年 4月～相談窓口の機能検討
- 2022年10月～同窓口の規定化検討
- 2023年 1月～同窓口担当等の人選
- 2023年 2月～要すれば当該規定の改正、その他施策への反映等
- 2023年 4月～同窓口の運用開始